

資治通鑑 第175 卷

【陳紀九】起重光赤奮若，盡昭陽單閼，凡三年。

■陳、●北周・隋、続国訳漢文大成 經子史部 第10 卷 154p

高宗宣皇帝下之下太建十三年（辛丑，581年）

■春，正月，壬午（18-18+1=1日），晉安王の伯恭を以て尚書左僕射と為し，吏部尚書の袁憲を右僕射と為す。憲は，樞之弟也。

●周は改元して大定とす。

●〔隋王楊堅〕二月，甲寅（50-47+1=4日），隋王は始めて相國、百揆、九錫之命（初命よりわずかに51日）を受け，台を建て官（百官）を置く。丙辰（52-47+1=6日），詔して王妃の獨孤氏を進めて王后と為し，世子の勇を太子と為す。

【楊堅は隋を立てる】

●〔楊堅は隋皇帝に即位〕開府儀同大將軍の庾季才は，隋王に勧めて、

「宜しく今月の甲子を以て天に應じて命を受くべし。」

太傅の李穆、開府儀同大將軍の盧賁も亦た之を勧める。是に於いて周主は下詔し，遜りて別宮に居る。甲子（60-47+1=14日），兼太傅杞公の椿に命じて冊（冊書）を奉じ，大宗伯の趙熹をして皇帝の璽紱を奉じしめ，位を隋に禪る。隋主は遠遊冠（制は通天冠に似て、前に山述無く、展筓有りて冠前に横たわる）を冠す。冊、璽を受け，（10-155p）服を紗帽（白紗帽、高頂帽）、黃袍に改む。入りて臨光殿に御し，袞冕を服し，元會（正月元旦の大朝会。文物は庭に充ち、群官は各々入りて位に就き再拝す。上公一人西階に詣り、劍を解きて升りて賀す。階を降りて劍を帶び、位に復して拝す。群官の位に在る者は、又再拝して笏を搢み、三度万歳を称す）之儀の如し。大赦し，改元して開皇とす。有司に命じて冊を奉じて南郊（天に告げるを受けるを以てするなり）に祀らしむ。少塚宰（小塚宰に作るべし）の元孝矩を遣わして太子の勇に代わりて洛陽に鎮せしむ。孝矩は名は矩，字を以て行い，天賜（汝陰王）之孫（曾孫なり）也。女を太子妃と為す。

●〔隋は漢魏の官制に戻す〕少内史（小内史に作るべし）の崔仲方は隋主に周の六官（166 卷梁の敬帝紹泰元年に始める）を除き，漢、魏之舊に依るを劝み，之に従う。三師（太師・太傅・太保）、三公（大尉・司徒・司空）及び尚書、門下、内史、秘書、内侍五省，御史、都水二台，太常等十一寺（太常・光祿・衛尉・宗正・太僕・大理・鴻臚・司農・太府・國子・將作），左右衛等十二府（左右衛・左右武衛・左右武侯・左右領左右・左右監門・左右領軍）を置き，以て司を分けて職を統べしむ。又た上柱國より都督に至るまで十一等（上柱國・柱國・上大將軍・大將軍・上開府儀同三司・開府儀同三司・上儀同三司・儀同三司・大都督・師都督・都督）の勳官を置き，以て勤勞に酬いる。特進より朝散大夫に至るまで七等（特進・左右光祿大夫・金紫光祿大夫・銀青光祿大夫・朝議大夫・朝散大夫）の散官は，以て文武官之德聲有る者に加える。侍中を改めて納言と為す。相國司馬の高颯を以て尚書左僕射と為し，納言を兼ね，相國の司錄京兆の虞慶則を内史監と為し，吏部尚書を兼ね，相國內郎（相國府の從事中郎、諱を避けて内郎とす）の李德林を内史令と為す。

●〔獨孤皇后の誕生〕乙丑（1+60-47+1=15日），皇考（周の隋國の桓公楊忠）を追尊して武元皇帝と為し，廟號を太祖とす。皇妣の呂氏を元明皇后と為す。丙寅（2+60-47+1=16日），廟社（高祖以下四親廟を置き、殿を同じくして室を異なるのみ。社稷は並びに含光門内の右に列す）を修む。王后の獨孤（氏を加えるべし）を立てて皇后と為し，

王太子の勇を皇太子と為す。丁卯（3+60-47+1=17日）、大將軍の趙嬰を以て尚書右僕射と為す。己巳（5+60-47+1=19日）、周の靜帝を封じて介（古の國）公と為す。周氏の諸王は皆な爵を降して公と為す。

● 〔楊后は父楊堅に憤慨〕 初め、劉、鄭は詔を矯めて隋主を以て輔政せしめ、楊后は謀に預らずと雖も、然るに嗣子の幼冲なるを以て、權が他族に在るを恐れ、之を聞きて、甚だ喜ぶ。後に其の父の異圖有るを知り、意は頗る平かならず、言色に形われ、禪位に及び、憤惋すること逾々甚だし。隋主は内に甚だ之を愧じ、改めて樂平公主（郡公主。五代志に太原郡樂平県に旧樂平郡を置く）に封じ、之久しく、其の志を奪わんと欲す。公主は誓って許さず、乃ち止む。

● 〔楊堅と榮建緒〕 隋主は周の載下大夫（載師下大夫、北周は載師の官を置く。地官に属し中大夫・下大夫あり）の北平（郡、盧龍に治す、直隸省津海道盧龍県、現・秦皇島市盧龍県）の榮建緒と舊有り、隋主は將に受禪せんとし、建緒は息州（河南省汝陽充ち息県、現・信陽市息県）刺史と為る。將に官に之かんとし、隋主は謂って曰く、

「且く躊躇^{しばら}すべし、當に共に富貴を取るべし。」

建緒は正色して曰く、

「明公の此の旨は、僕の聞く所に非ず。」（10-156p）

即位するに及び、來朝し、帝は之に謂って曰く、

「卿も亦た悔いるや不^{いな}や？」

建緒は稽首して曰く、

「臣位は徐廣（119 卷宋の高祖の太初元年にあり）に非ず、情は楊彪（69 卷魏の文帝黃初二年にあり）に類す。」

帝は笑いて曰く、

「朕は書語を曉^{さと}らずと雖も、亦た卿の此の言の不遜なるを知る！」

● 〔寶毅之女は後に李淵に適う〕 上柱國の寶毅之女は、隋の受禪を聞き、自ら堂下に投じ、膺（胸）を撫ちて太息して曰く、

「恨むらくは我が男子と為り、舅氏之患いを救わざるを！」

毅及び襄陽公主は其の口を掩いて曰く、

「汝は妄言する勿かれ、吾が族を滅ぼさん！」

毅は是に由り之を奇とする。長ずるに及び、以て唐公の李淵に適う。淵は、曷（周の柱國の李虎の子。李淵初登場）之子也。

● 〔宇文一族の誅殺〕 虞慶則は隋主に宇文氏を盡く滅ぼすを勧め、高潁、楊惠も亦た依違（内心不可でも）して之に従う。李德林は固く争い、以て不可と為す。隋主は色を作して曰く、

「君は書生なり、與に此を議するに足らず！」

是に於いて周の太祖の孫の譙公の乾憚、冀公の絢、閔帝の子の紀公の湜（周書宗室傳によれば閔帝の孫）、明帝の子の酈公の貞、宋公の實、高祖の子の漢公の贊、秦公の贄、曹公の允、道公の充、蔡公の兌、荊公の元、宣帝の子の萊公の衍、郢公の術は皆な死す。德林は是に由りて品位は進まず。

〔隋は革命數年、天下平稱平〕

■ 乙亥（11+60-47+1=25日）、上は藉田を耕す。

● 〔隋は諸王を封じる〕 隋主は其の弟の邵公（州公）の慧を封じて滕王と為し、安公（州公、隋書高祖紀には同安公に作る）の爽を衛王と為し、子の雁門公の廣を晉王と為し、俊を秦王と為し、秀を越王と為し、諒を漢王と為す。

● 〔高齢の李穆を太師と為す〕 隋主は李穆に詔を賜いて曰く、

「公は既に舊徳あり、且つ又た父の黨（楊忠と周の重鎮）なり。敬して來旨（李穆は之に勤めて命を受けしむ）を恵み、義違ふ有る無し。即ち今月十三日を以て恭々しく天命に膺る。」

俄に而して穆は（并州より）入朝し、帝は穆を以て太師と為し、贊拜して名のらず。子孫は襁褓（おむつ、幼少）に在ると雖も、悉く儀同に拜す、一門は象笏を執る者（五品以上は象笏、以下は竹木）百餘人、貴盛は比無し。又た上柱國の竇熾を以て太傅と為し、幽州總管の於翼を太尉と為す。李穆は上表して骸骨を乞い（人臣は身を致して君に事え、身は己が有に非ず。故に閑を求める者は自ら骸骨を乞うと）、詔して曰く、

「呂尚は期頤（百才の人、呂尚は年八十にして文王に遇い、武王な及ぶ）を以て周を佐け、張蒼（相を免ずる後、口中齒無く乳を食い、百餘歳にして卒す）は華皓（白首）を以て漢を相く、高才命世は、常禮に拘らず。」

仍って穆の年耆なるを以て、敕して朝集（朝会）を蠲き、大事有れば、第に就きて詢訪す。

● 〔屏居する蘇威の登用〕 美陽（古の県名、漢晉には扶風に属す。五代志には無し）公の蘇威は、綽（蘇綽は宇文泰を補佐）之子也、少くして令名有り、周の晉公の護は強いて女を以て之に妻わす。威は護が權を専らにするを見、禍の己に及ぶを恐れ、山寺に屏居し、諷讀を以て娛しむと為す。周の高祖は其の賢を聞き、（10-157p）車騎大將軍、儀同三司に除し、又た稍伯下大夫に除すも、皆な疾と辭して拜せず。宣帝は就きて開府儀同大將軍に除す。隋主が丞相と為るや、高潁は之を薦し、隋主は召して見て、與に語り、大いに悦ぶ。居ること月餘にして、將に禪を受けんとするを聞き、遁げて田裡に歸る。（胡三省曰く、蘇威の初めを觀るに、其の身を立てること何ぞ議す可けんや。末節に至りては、宇文文化及・李密・王世充の朝に展轉す。何ぞ其の鄙しむ可きや。君子は是を以て、終を全くするの難きを知ると）潁は之を追わんと請い、隋主は曰く、

「此れ吾が事を預るを欲せざる耳、之を置け。」

受禪に及び、征して太子の少保に拜し、其の父に追封して邳公（州の名）と為し、威を以て爵を襲わしむ。

● 〔隋主江南併吞之志有り〕 丁丑（13+60-47+1=2 7 日）、隋は晉王の廣を以て并州總管と為す。三月（元嘉曆閏二月）、戊子（24-17+1=8 日）、上開府儀同三司の賀若弼を以て吳州（周の旧により廣陵をいう）總管と為し、廣陵に鎮せしむ。和州（齊の旧により歷陽を和州という）刺史の河南（河東に作るべし）の韓擒虎を廬州（合肥の東50里、既に移りて廬江に治し、州名とする）總管と為し、廬江に鎮せしむ。隋主は江南を併吞する之志有り、將帥を高潁に問い、潁は弼と擒虎とを薦し、故に南邊に置き、潛に經略を為さしむ。

● 戊戌（34-17+1=1 8 日）、太子の少保の蘇威を以て納言、度支尚書（度支・戸部・金部・倉部を統べる）を兼ねしむ。

● 〔蘇綽の言に従い、蘇威は徵稅輕減〕 初め、蘇綽は西魏に在り、國用の足らざるを以て、徵稅の法を制すること頗る重く、既に而して歎じて曰く、

「今為す所の者は、譬えば弓を張るが如し、平世の法に非ざる也。後之君子は、誰か能く之を弛めん！」威は其の言を聞き、毎に以て己が任と為す。是に至り、奏して賦役を減じ、務めて輕簡に従う。

● 〔蘇威は能く隋主を制す〕 隋主は悉く之に従い、漸く親重せられ、高潁と朝政を參掌す。帝は嘗て一人を怒り、將に之を殺さんとす。威は閤（郅）に入りて進みて諫め、帝は納れず、將に自ら出でて之を斬らんとし、威は帝の前に当たりて去らず。帝は之を避け而して出で、威も又た遮り止む。帝は衣を拂い而して入り、良久しく、乃ち威を召して謝して曰く、

「公は能く是くの若し、吾は憂い無し矣。」

馬二匹、錢十餘萬を賜る。尋いで復た大理卿、京兆尹、御史大夫を兼ね、本官は悉く故の如し。

● 〔梁毘は蘇威を弾劾〕 治書侍御史の安定（郡、涇州にあり、甘肅省涇原道鎮原県、現・慶陽市鎮原県）の梁毘は、威

が五職（納言・度支尚書・大理卿・京兆尹・御史大夫）を兼ねて領し、繁に安んじ劇を戀い、賢を舉げて自ら代わる之心無きを以て、抗表して威を劾す。帝は曰く、

「蘇威は朝夕孜孜（一生懸命励む様）として、志は遠大に存す、何ぞ遽に之に迫まるや！」

因りて朝臣に謂って曰く、

「蘇威は我に値わずんば、以て其の言を措く無し。我は蘇威を得ざれば、何を以て其の道を行なわん。楊素は才辯は無雙なり、古今を斟酌し、我を助けて化を宣べるに至りては、威之匹（偶）に非ざる也。威が若し亂世に逢えば、南山の四皓（商山の四皓なり。東園公・綺里季・夏黃公・用里先聖。秦の乱に遭いて商山に隠れる。鬚眉皓白、故に四皓という。商山は長安の南に在り、南山という。隋主は蘇威が北周の世に隠遁するを以て言う）なり、豈に屈し易からん哉！」

威は嘗て帝に言って曰く、

「臣の先人（父の綽）は毎に臣を戒めて云う、『唯だ《孝經》一卷を讀めば、以て身を立て國を治めるに足る、何ぞ多くを用いるを為さん！』」

帝は深く之を然りとす。

●「高潁と蘇威と皇帝の協調」高潁は深く權勢を避け、上表して位を遜り（10-158p）、蘇威に譲る。帝は其の美を成さん（賢に譲るの美）と欲し、僕射を解くを聽す。數日にして、帝は曰く、

「蘇威は前朝に高蹈（隱遁て事えない事）し、潁は能く推舉す。吾は聞く賢を進めれば上賞を受ける（漢の武帝は詔して曰く、賢を勧めれば上賞を受け、賢を蔽うえば顯戮を蒙るは、古の道なり）と、寧んぞ之をして官を去ら使む可けんや！」

潁に命じて位に復せしむ。潁、威は同心して協賛し、政刑の大小、帝は之と謀議して、然る後に之を行わざるは無し。故に革命して數年、天下は平らかと稱す。

●「盧賁らを謀略、庶民に落とす」太子の左庶子の盧賁は、潁、威の執政を以て、心は甚だ平らかならず、時に柱國の劉昉も亦た疏忌せらる。賁は因りて昉及び上柱國の元諧、李詢、華州（陝西省關中道華県、現・渭南市華州区）刺史の張賓等に諷し潁、威を黜け、五人相い與に輔政せんと謀る。又た晉王の廣の帝に寵有るを以て、私に太子に謂って曰く、

「賁は數々殿下に謁せんと欲すれども、上の譴める所と為るを恐る、願わくは區區之心を察せよ。」

謀は洩れ、帝は其の事を窮治し、昉等は罪を賓、賁に委ねる。公卿は奏して、

「二人は死に當たる」

と、帝は故舊なるを以て、誅するに忍ばず、並びて除名して民と為す。（張賓は道士なりて、楊堅が輔となるや、星宿に洞曉せりと言ひ、盛んに代謝の徵有りと言ひ、且つ上の儀表は人臣の相に非ざるを言う。これにより大いに知遇せられ、常に幕府にあり）

●庚子（36-17+1=20日）、隋は詔して前代の品爵（これ善く中外の官をいう）は、悉く舊に依りて降さず。

後梁●丁未（43-17+1=27日）、梁主は其の弟の太宰の巖を遣わして入りて隋に賀す。

●夏、四月（元嘉曆三月）、辛巳（7+60-46+1=24日）、隋は大赦す。（元嘉曆四月）戊戌（34-16+1=19日）、悉く太常の散樂（後齊の李、散樂有り。北周の天元皇帝は即位して悉く徴して長安に詣り、太常に隸す）を放ちて民と為し、仍って雜戲を禁じる。

●●「陳の使節は介國に致す」散騎常侍の韋鼎、兼通直散騎常侍の王瑳は周に聘す。辛丑（37-16+1=22日）、長安に至り、隋は已に受禪し、隋主は之を介國（周主は時に介公に封ぜらる）に致す（送りて詣らしむるなり）。

● **〔韋沖の言により稽胡を慰撫〕** 隋主は汾州（山西省河東道汾陽県に治す、現・呂梁市汾陽市）刺史の**韋沖**を召して兼散騎常侍と為す。時に稽胡を發して長城を築く。汾州胡の千餘人は、塗^{みち}に在りて亡げ叛く。帝は沖を召し計を問い、對えて曰く、

「夷狄之性は、反覆を為し易し、皆な牧宰^{かな}の稱わざる之致す所に由る。臣は請う、理を以て綏靜せん、兵を勞せず而して定める可からん。」

帝は之を然りとし、沖に命じて叛者を綏懷せしめ、月餘にして皆な至り、並びて長城之役に赴く。沖は、**覓**（167 卷陳の高祖永定三年にあり）之子也。

● **〔觀の徳王雄〕** 五月，戊午（54-45+1=1 0 日），隋は邗公の**雄**（元は惠、後改めて清漳王に封じられ、仁壽の初めに改めて安德王に封じられ、大業中に觀王に封じられる。薨じて諡して徳という。後のいわゆる觀の徳王雄とは是なり）を封じて廣平王と為し、永康公（県公）の**弘**を河間王と為す。**雄**は、**高祖**之族子也。

● **〔周の靜帝を誅殺〕** 隋主は潜に周の**靜帝**を害し而して之が為に哀を擧げ、恭陵に葬す。其の族人の**洛**を以て嗣と為す。

● **〔隋主は始めて黄を服す〕** 六月，癸未（19-15+1=5 日），隋は詔して郊廟の冕服は必ず《禮經》に依る。其の朝會之服、（10-159p）旗幟、犧牲は皆な赤を尚^{たうと}び、戎服は黄を以てし、常服は雜色を通用す。秋，七月，乙卯（51-44+1=8 日），**隋主**は始めて黄を服し、百僚は畢^{ことごと}く賀す。是に於いて百官の常服は、庶人に同じく、皆な黄袍を著る。**隋主**の朝服も亦た之の如く、唯だ十三環帶を以て異と為す。

● 八月，壬午（18-14+1=5 日），隋は東京の官（周は相州の六府を東京に徙す事 173 卷太建 11 年にあり）を廢す。

吐谷渾 ● **〔吐谷渾涼州侵攻を隋は撃退〕** 吐谷渾は涼州（現・甘肅省武威市）を寇し、**隋主**は行軍元帥の**樂安公**の**元諧**等步騎數萬を遣わして之を撃たしむ。**諧**は吐谷渾を豐利山（青海の東）に撃破し、又た其の太子の**可博汗**を青海に敗り、俘斬は萬を計る。吐谷渾は震駭し、其の王侯三十人は各々所部を帥いて來降す。吐谷渾の可汗の**誇呂**は親兵を帥いて遠く循る。**隋主**は其の高寧王の**移茲哀**を以て河南王と為し、衆を統べ使む。**元諧**を以て寧州（五代志に北地郡に北魏は幽州を置く、西魏は寧州に改める、甘肅省涇原道寧県、現・慶陽市寧県）刺史と為し、行軍總管の**賀婁子干**を留めて涼州に鎮せしむ。

■ ● **〔蕭摩訶は江北を攻める〕** 九月，庚午（6+60-43+1=2 4 日），將軍の**周羅睺**は隋の故墅（胡墅に作るべし、揚子江北岸の石頭城に対す）を攻め、之を抜く。**蕭摩訶**は江北を攻める。

● **〔隋は蜀王を置く〕** 隋の奉車都尉（漢の武帝は三都尉を置く。奉車・騎馬・騎）の**於宣敏**は使いを巴、蜀に奉じて還り、奏して稱す、

「蜀土は沃饒にして、人物は殷阜なり。周徳之衰えるや、遂に戎首（王謙が益州に自立をいう）を成す。宜しく藩屏を樹建し、子孫を封殖すべし。」

隋主は之を善しとす。辛未（7+60-43+1=2 5 日），越王の**秀**を以て益州總管と為し、改封して蜀王とす。**宣敏**は、**謹**（周の功臣）之孫也。

● **〔隋は陳に侵攻〕** 壬申（8+60-43+1=2 6 日），隋は上柱國の**長孫覽**、**元景山**を以て並せて行軍元帥と為し、兵を發して入寇す。尚書左僕射の**高潁**に命じて諸軍を節度せしむ。

【隋の刑法は軽く、後に遵用】

● **〔隋の貨幣政策〕** 初め、周、齊の鑄る所の錢は凡そ四等（齊の常平銖錢、周の布泉・五行大布錢・永通萬國錢）、及

び民間の私錢は、名品甚だ衆く、輕重等しからず。隋主は之を患い、更に五銖錢を鑄、背、面（文面）、好（孔）、肉（錢体）皆な周郭（縁取り）有り、一千毎に重さ四斤二兩。悉く古錢及び私錢を禁じる。様を關に置く。様の如くならざる者は、官を沒して之を銷毀す。是より錢幣始めて壹となり、民間は之を便とす。

●〔鄭譯は幽顯に累有り〕隋の鄭譯は上柱國を以て第に歸り、賞賜は豐厚なり。譯は自ら疏んぜられるを以て、道士を呼び醺章（統は章醺、道士に消災度厄の法有り、陰陽五行の數術に依りて人の年命を推し、之を書する事は章表の儀の五徳、併せて贅幣を具え香を焼き陳讀して云う、上天曹に奏す、請う為に厄を除けと。之を上章という。夜中に星辰の下で酒果麦餅餌幣物を陳設、天皇太乙五星列宿を歴祀し、書を為ること上章の儀の如くし以て之を奏す、名づけて醺と為す）福を祈り、婢の告げる所と為り、以て巫蠱（ふこ、呪術）と為し、譯は又た母と別居し、憲司（御史台の官）の効する所と為り、是に由りて除名せらる。隋主は下詔して曰く、

「譯が若し之を世に留めれば、人に在りては不道之臣と為る。之を朝に戮せば、(10-160p) 地に入りて不孝之鬼と為らん。幽顯に累有り、之を置く所無し。宜しく賜わるに《孝經》を以てし、其れをして熟讀せ令しむべし。」

仍って遣りて母と共に居らしむ。

●〔隋の刑法改正〕初め、周法は齊律に比すれば、煩わしく而して要ならず、隋主は高潁、鄭譯及び上柱國の楊素、率更令（太子の率更令は魏晉の制、宮殿の門戸及び賞罰の事を掌り、職は光祿勳衛尉の如し。隋の制では伎樂漏刻を掌る）の裴政等に命じて更に修定を加えしむ。政は典故を練習し、政に従うに達し、乃ち魏、晉の舊律を采り、下は齊、梁に至り、沿革（累世循環する者を沿と為し、中ごろ変更するを革と為す）重輕、其の折衷を取る。時に同じく修める者は十餘人、凡そ疑滯有れば、皆な決を政に取る。是に於いて前世の梟（梟首）、輶（車裂き）及び鞭法を去り、謀叛以上に非ざるよりは、族を収める之罪無し。始めて死刑二、絞、斬、流刑三、二千里より三千里に至る、徒刑五、一年より三年に至る、杖刑五、六十より百に至り、笞刑五、十より五十に至るを制す。又て議（周禮の八議の法）、請（凡そ八議の科に在るときは之を請う）、減（官品第七以上は一等を減ずる）、贖（品第九已上なる犯者は贖を許す）、官當（官を以て徒にあてて、五品以上の官は一官、徒二年に當り、九品以上は一官徒一年に當る）之科を制し以て士大夫を優にす。前世の囚を訊ねるの酷法を除き、考（撃つ）掠（答うつ）二百を過ぎるを得ず。枷杖の大小は、咸な程式有り。民に枉屈有り、縣は為に理せざる者は、次を以て郡及び州省を経るを聽す。若し仍ほ為に理せざれば、闕に詣りて訴を伸べるを聽す。

●〔隋の新律は後世遵用す〕冬、十月、戊子（24-13+1=12日）、始めて新律を行う。詔して曰く、
「夫れ絞は以て斃を致し、斬は則ち形を殊にす、惡を除く之體は、斯に於いて已に極まる。梟首、輶身は、義取る所無く、懲肅之理を益さず、徒らに安忍之懷（杯×、忍は殘忍、安忍は殘忍を為すの事に安ずるなり）を表わす。鞭之用為るは、膚體を殘剝し、骨を徹り肌を侵し、酷なること嚮切に均し。遠古（統は往古、舜典に曰く、鞭を官刑と作す、故に往古の式という）之式と雲うと雖も、事は仁者之刑に乖く。梟、輶及び鞭は、並びて之を去ら令む。礪帶（統は帶礪、漢の高帝は分けて功臣を封じ、之を符を割き誓いを作して曰く、黄河をして帶の如く、泰山をして礪の若くならしむとも、國以て永く存し、爰に苗裔に及ばんと）之書を貴び、當に徒罰すべからず。軒冕之塵（冕を服し軒に乗るは貴仕なり）を廣め、^{あまね}旁く諸親に及ぶ。流役六年は、改めて五載と為す。刑徒五（三×）歲、變じて三祀（三年）に従う。其餘は輕きを以て重きに代え、死を化して生と為す、條目は甚だ多く、簡策に備わる。雜格、嚴科は、並びに宜しく除削すべし。」

是より法制は遂に定まり、後世多く之を遵用す。

●隋主は嘗て一郎を怒り、殿前に於いて之を答うつ。諫議大夫の劉行本は進みて曰く、
「此の人は素より清し、其の過ちも又た小さし、願わくは少しく之を寛めよ。」

帝は顧みず。行本は是に於いて正に帝の前に当たりて曰く、

「陛下は臣の不肖を以てせず、臣を左右に置く、臣の言が若し是ならば、陛下は安んぞ聴かざるを得ん。若し非ならば、當に之を理に致す（大理寺に送りて其の罪を治める）べし。豈に臣を輕じ而して顧みざるを得る也？（続は欠如）」

因りて笏を地に置き而して退く。帝は容を斂めて之を謝す。遂に咎うつ所の者を原す。行本は、璿（梁より西魏に入る事、164 卷梁の元帝承聖元年にあり）之兄の子也。

【恐妻家、隋の楊堅】

●【獨孤皇后は謙恭儉約、政治に關与】獨孤皇后は、(10-161p) 家は世々貴盛にし、而るに能く謙恭なり、雅々讀書を好み、事を言うに多く隋主の意と合い、帝は甚だ之を寵憚し、宮中は稱して「二聖」と為す。帝は朝に臨む毎に、后は輒ち帝と輦を方べ而して進み、閣に至り乃ち止む。宦官をして帝の、政の失する所有るを伺わしめ、隨いて則ち匡諫す。帝が朝を退くを候う。同じく燕寢（燕居の寢）に反る。有司は奏して稱す、

「《周禮》に、百官之妻は、王后に命じらる、請う古制に依らん。」

后は曰く、

「婦人は政に預る、或は此より漸を為さん、其の源を開く可からざる也。」

大都督の崔長仁は、后之中外の兄弟也、法を犯して斬に当たり、帝は后の故を以て、其の罪を免れんと欲す。后は曰く、

「國家之事は、焉んぞ私を顧みる可けんや！」

長仁は竟に坐して死す。后の性は儉約にして、帝は嘗て止利藥（下痢止め藥）を合わす、胡粉一兩を須いる。宮内用いざれば、之を求めるも、竟に得ず。又た柱國の劉嵩の妻に織成（文繒の屬、采絲もしくは金縷を以て織りて文章を成す、錦）の衣領を賜わらんと欲し、宮内に亦た之れ無し。

●【隋主は外戚を重んぜず】然れども帝は周氏之失に懲りて、權任を以て外戚に假借せず、后の兄弟は將軍、刺史に過ぎず。帝の外家の呂氏は、濟南の人なり、素より微賤なり。齊の亡びて以來、帝は求訪すれども、在る所を知らず。即位に及び、始めて舅の子の呂永吉を求め得たり、外祖の雙周に追贈して太尉と為し、齊郡公に封じ、永吉を以て爵を襲わしむ。永吉の從父の道貴は、性は尤も頑呆（続は頑駭）にして、言詞は鄙陋なり、帝は厚く供給を加えるも、而るに朝士に接對するを許さず。上儀同三司に拜し、出して濟南太守と為す。後に郡は廢せられ、家に終わる。

●壬辰（28-13+1=16日）、隋主は岐州（隋志に扶風郡に旧岐州を置く）に如く。

●【梁彥光の惠政、相州再来】岐州刺史の安定の梁彥光は、惠政有り、隋主は下詔して褒美し、束帛及び御傘を賜わり、以て天下之吏を厲す。之久しく、相州刺史に徙る。岐の俗は質厚なり、彥光は靜を以て之を鎮し、奏課（計帳及び輪籍を奏す）は連りに天下の最と為る。相、部に居るに及び岐州の法の如し。鄴は齊の亡びてより、衣冠の士人は多く遷りて關に入り、唯だ工商樂戸のみ移りて州郭を實す。風俗は險詖（ずる賢い）にして、好んで謠訟を興し、彥光を目して「著帽錫」（錫は飴、錫は軟にして甘い。彥光の人となりは軟美にして團錫の如く、特に帽子を著くるのみの意味。隋書循吏傳には著を戴に作る）と為す。帝は之を聞き、彥光の官を免ず。歲餘にして、趙州刺史に拜す。彥光は自ら復た相州と為るを請い、帝は之を許す。豪猾は彥光が再來すると聴き、皆な之を嗤う。彥光は至り、奸伏を發擣すること、神明の若き有り、豪猾は潛み竄れ、闔境は大いに治まる。是に於いて名儒を招致し、郷毎に學を立て、親ら臨みて策試し、勤めるを褒め怠たるを黜ける。

及び秀才を擧げ、郊に祖道し、財物を以て之を資^{たす}ける。是に於いて風化は大いに變わり、吏民は感悅し、復た訟える者無し。

●時に又た相州刺史の陳留の**樊叔**は略有り、異政有り、**帝**は璽書を以て褒美し、班を天下に示し、(10-162p) 征して**司農**(隋書樊叔略傳には**司農卿**)に拜す。

●**新豐**(漢以來京兆に属す郡、陝西省關中道臨潼県、現・西安市臨潼区)令の**房恭懿**は、政は三輔之最為り、**帝**は賜わるに粟帛を以てす。雍州の諸縣令は朝謁するや、**帝**は**恭懿**を見れば、必ず呼びて榻前に至らしめ、訪(続は否)ねるに治民之術を以てす。**德州**(山東省東臨道徳県、現・徳州市徳城区)司馬に累遷す。**帝**は諸州の朝集使(隋の制では元會毎に諸州悉く使いを遣わして京師に赴きて朝集せしむ)に謂つて曰く、

「**房恭懿**の志は體國に存し、我が民を愛養す、此れ乃ち上天の宗廟之祐ける所なり。**朕**が若し置き而して賞せざれば、上天の宗廟は必ず當に我を責めるべし。卿等は宜しく之を師範とすべし。」

因りて擢んで**海州**(江蘇省徐海道東海灌雲二県の地、現・連雲港市東海県)刺史と為す。是より州縣の吏は多く職に稱い、百姓は富庶なり。(樊叔・房恭懿が褒賞されるは必ずしもこの年ではないがね資治通鑑はまとめて記す)

●十一月，丁卯(3+60-42+1=2 2日)，隋は兼散騎侍郎の**鄭摠**を遣わして來聘す。

●十二月，庚子(36-12+1=2 5日)，**隋主**は長安に還り，**鄭譯**の官爵を復す。

■**〔廣州刺史の馬靖の動向を疑う〕****廣州**(番禺に治す)刺史の**馬靖**は、嶺表の人心を得、兵甲は精練にして、數々戰功有り。朝廷は之を疑い、吏部侍郎の**蕭引**を遣わして**靖**の舉措を觀しめ、諷して質を送ら令め、外に賸物(蠻蠻の輸す所の貨物を賸。一説に夷人は財を以て罪を贖うを賸という)を收督するに托し、引いて番禺に至る。**靖**は即ち子弟を遣わして入りて質たらしむ。

●**〔出家許可、仏教振興〕**是の歲，**隋主**は境内之民に詔して出家を任聽し、仍つて口を計りて錢を出で令め、經像を營造す。是に於いて時俗は風に從い而して靡き、民間の佛書は、《六經》より多きこと數十倍なり。

【突厥大分裂】

突厥 **〔突厥は沙鉢略可汗立つ、阿波・達頭立つ〕****突厥**の**佗鉢可汗**は病み且に卒せんとし、其の子の**庵邏**に謂つて曰く、

「吾が兄は其の子を立てず、位を我に委ねる。我死せば、汝曹は當に**大邏便**(木杆可汗の子、杜佑曰く、突厥は勇健なる者を以て英賀弗と為し、肥蠡なる者を大邏便と為す。酒器の意味、角に似て蠡、短鉢、貌は之に似たり、故に号す。此の官は特に貴く、唯其の子弟は之と為る)に避くべし。」

卒するに及び、國人は將に**大邏便**を立てんとし。其の母の賤しきを以て、衆は服さず。**庵邏**は實(隋書には母に作る)に貴く、突厥は素より之を重んず。**攝圖**(小可汗、逸可汗の子で長じる)は最も後れて至り、國人に謂つて曰く、

「若し**庵邏**を立てる者は、我は當に兄弟を帥いて之に事えん。若し**大邏便**を立てれば、我は必ず境いを守り、利刃長矛以て相い待たん。」

攝圖は長にして、且つ雄勇なり、國人は敢えて拒む莫く、竟に**庵邏**を立てて嗣と為す。**大邏便**は立つを得ず、心は**庵邏**に服せず、毎に人を遣わして之を冒辱せしむ。**庵邏**は制する能わず、因りて國を以て**攝圖**に讓る。國中は相い與に議して曰く、

「四可汗(逸可汗・木杆可汗・[イ辱]但可汗・佗鉢可汗)の子、**攝圖**は最も賢なり。」

共に迎えて之を立て、**沙鉢略可汗**と號し、都斤山に居る。**庵邏**は降りて獨洛水に居り、第二可汗と稱す。**大邏便**は乃ち**沙鉢略**に謂って曰く、(10-163p)

「我は爾と俱に可汗の子なり、各々父の後を承く。爾は今極めて尊し、我は獨り位無きは、何ぞ也？」**沙鉢略**は之を患い、以て**阿波可汗**と為し、還りて所部を領せしむ。又た**沙鉢略**の從父の**玷厥**は、西面に居り、**達頭可汗**と號す。諸々の可汗は各々部衆を統べ、四面に分居す。**沙鉢略**は勇にし而して衆を得たり、北方は皆な畏れて之に附く。

●**突厥**〔**隋は突厥防衛体制**〕**隋主**は既に立ち、突厥を待つ禮薄く、突厥は大いに怨む。**千金公主**（前卷十二年に突厥に降嫁）は其の宗祀の覆没するを傷み、日夜**沙鉢略**に言い、周室の為に讎を復せんと請う。**沙鉢略**は其の臣に謂って曰く、

「我は、周之親也。今**隋公**は自立し而して制する能わず、復た何の面目ありてか可賀敦（突厥の君長を可汗と稱し、その妻を可賀敦と稱す）を見ん乎！」

乃ち故の齊の營州刺史の**高寶寧**と兵を合わせて寇を為す。**隋主**は之を患い、緣邊に敕して保障を修め、長城を峻にし、上柱國の武威の**陰壽**に命じて幽州に鎮せしめ、京兆尹の**虞慶則**を并州に鎮せしめ、屯兵數萬以て之に備える。

突厥●〔**長孫晟の突厥離間策、達頭使者來訪**〕初め、奉車都尉の**長孫晟**は**千金公主**を送りて突厥に入り、**突厥可汗**は其の善く射るを愛し、之を留めること歳を竟とし、諸子弟貴人に命じて之と親友たらしめ、其の射法を得るを冀う。**沙鉢略**の弟の**處羅侯**は、**突利設**と號し、尤も衆心を得、**沙鉢略**の忌む所と為り、密に心腹を托し陰に**晟**と盟う。**晟**は之と遊獵し、因りて山川の形勢、部衆の強弱を察し、之を知らざる靡し。突厥の入寇するに及び、**晟**は上書して曰く、

「今諸夏は安しと雖も、戎虜は尚ほ梗し、師を興して討を致すは、未だ是れ其の時にあらず、度外に棄て、又た相い侵擾し、故に宜しく密に籌策を運らし、以て之を攘う有るべし（一本には有を漸に作り、漸以て之を攘うべし、と読む）。**玷厥**之**攝圖**に於けるは、兵は強く而して位下れり、外は名は相い屬すれども、内には隙は已に彰^{あら}わる。其の情を鼓動すれば、必ず將に自ら戦わんとす。又た、**處羅侯**者、**攝圖**之弟なり、奸多く勢いは弱く、曲げて衆心を取り、國人は之を愛し、因りて**攝圖**の忌む所と為り、其の心は殊に自ら安ぜず、跡は彌縫を示せども、實は疑懼を懷く。又た、**阿波**は首鼠し、其の間に介在し、頗る**攝圖**を畏れ、其の牽率を受け、唯だ強きに是れ與にし、未だ定心有らず。今宜しく遠交し而して近攻し、強を離し而して弱を合わせるべし。使いを**玷厥**（**達頭**）に通じ、説きて**阿波**を合わせれば、則ち**攝圖**は兵を回し、自ら右地（突厥西部）を防がん。又た**處羅**を引き、奚（庫莫奚）〔**雨習**〕（又一種）を遣（続は無し）わして連ねれば、則ち**攝圖**は衆を分け、還りて左方（突厥東部）に備えん。首尾猜嫌し、腹心は離阻し、十數年後に、釁に乗りて之を討てば、必ず一舉に而して其の國を空しくす可からん矣。」

帝は表を省し、大いに悦び、因りて召して與に語る。**晟**は復た口ずから形勢を陳べ、手ずから山川を畫き、其の虚實を寫し、皆なたなごころ「掌」を指すが如し、**帝**は深く嗟異（不思議がる）し、皆な納れて之を用いる。太僕（太僕卿）の**元暉**を遣わして伊吾道に出、**達頭**に詣らしめ、賜わるに狼頭纛（突厥の先は狼種なり。子孫は君長と為り、牙門に狼頭纛を建て、元を忘れざるを示す）を以てす。**達頭**の使いは來たり、引きて**沙鉢略**の使いの上に居らしむ。

晟を以て車騎將軍と為し、(10-164p) **黃龍道**（和龍、時に高寶寧の據る所、南宋は北燕の馮弘に黃龍國と名付くあり、現・朝陽市）に出でしめ、幣を繼^{もたら}し奚、〔**雨習**〕、契丹に賜わしめ、遣（続は無し）わして郷導と為さしめ、**處羅侯**の所に至るを得、深く心腹を布き、之を誘いて内附せしむ。反間は既に行われ、果たして相い猜貳す。

■ **〔陳の叔陵と伯固〕** 始興王の叔陵は、太子之次弟也、太子と異母にして、母は彭貴人と曰う。叔陵は江州刺史と為り、性は苛刻狡險なり。新安王の伯固は、諧諛を善くするを以て、上及び太子に寵有り。叔陵は之を疾み、陰に其の過失を求め、之に中てるに法を以てせんと欲す。叔陵は入りて揚州刺史と為り、事務は多く省閣（中書・尚書の二省）に關涉し、執事は意を承け旨に順い、即ち上に諷して之を進用せしむ。微かに違忤を致せば、必ず抵すに大罪（続は大罪）を以てし、重き者は殊死（身首、處を異にする）に至る。伯固は之を憚り、乃ち其の意を諂求す。叔陵は好みて古塚を發き、伯固は好みて雉を射、常に郊野に相い従い、大いに相い款狎し、因りて密に不軌を圖る。伯固は侍中と為り、密語を得る毎に、必ず叔陵に告げる。

太建十四年（壬寅，582年）

【陳皇帝没後の混乱】

■ **〔皇帝死し、叔陵は叛乱〕** 春，正月，己酉（45-41+1=5日），上は不豫なり、太子は始興王の叔陵、長沙王の叔堅と並びて入りて疾に侍す。叔陵は陰に異志有り、典藥吏に命じて曰く、

「切藥刀は甚だ鈍にして、之を礪ぐ可し！」

甲寅（50-41+1=10日），上は殂す。倉猝之際，叔陵は左右に命じて外に於いて劍を取らしむ。左右は悟らず，朝服の木劍（儀仗用の木劍）を取りて以て進み，叔陵は怒る（真劍を求めるを覺らず）。叔堅は側に在り，之を聞き，變有るを疑い，其の為す所を伺う。乙卯（51-41+1=11日），小斂す。太子は哀哭して俯伏す。叔陵は剉藥刀（藥を刻む刀）を抽きて太子を斫り，項に中たり，太子は地に悶絶す。母の柳皇后は走り來たりて之を救い，又た后を斫ること數下す。乳媼の吳氏は後より其の肘を掣り，太子は乃ち起つを得る。叔陵は太子の衣を持ち，太子は自ら奮いて免かるるを得る。叔堅は手ずから叔陵を扼い，其の刀を奪い去り，仍って牽きて柱に就き，其の褶袖（緩い袖）を以て之を縛す。時に吳媼は已に太子を扶けて賊を避け，叔堅は太子の在る所を求め，生殺之命を受けんと欲す。叔陵は多力にして，袖を奮いて脱するを得，突走して雲龍門を出，車を馳せて東府に還り，左右を召し青溪道を斷ち，東城（東府城）の囚を赦して以て戰士に充て，金帛を散じて賞賜す。又た人を遣わして新林に往き其の部する所の兵を追わしむ。仍って自ら甲を被り，白布帽を著け，城の西門に登り百姓を招募す。又た諸王將帥を召し，至る者有る莫し，唯だ新安王の伯固は單馬にして之に赴き，叔陵を助けて指揮す。叔陵の兵は千人可り，城に據りて自ら守らんと欲す。

■ **〔叔堅は蕭摩訶を招く〕** 時に衆軍は並びて江に緣いて防守し，台内は空虛なり。叔堅は柳后に白し，太子舍人の河内の司馬申をして，太子の命を以て右衛將軍の蕭摩訶を召き使む。入りて見えて敕を受け，馬步數百を帥いて東府に趣き，城の西門に屯す。叔陵は惶恐し，記室の韋諒を遣わして其の鼓吹を送り摩訶へ與え，之に謂って曰く、

「事捷てば，必ず公を以て台輔（鼎×）と為さん。」（10-165p）

摩訶は給きて之を報じて曰く、

「王の心膂の節將の自ら來たるを須ち，方に敢えて命に従わん。」

叔陵（步陵×）其の親する所の戴溫、譚騏驎（譚騏×）を遣わして摩訶に詣らしめ，摩訶は執りて以て台に送り，其の首を斬り，東城に徇う。

■ **〔叔陵一党の誅殺〕** 叔陵は自ら濟らざるを知り，内に入り，其の妃の張氏及び寵妾七人を井に沉め，步騎數百を帥いて小航（六朝は建康に都して秦淮河を渡るに、朱雀門前を大航、東府門前を小航という）より渡り，新林に趣き，舟に乗りて隋に奔らんと欲す。行きて白楊路に至り，台軍の邀える所と為る。伯固は兵至るを見，旋

避して巷に入り、**叔陵**は騎を馳せて拔刃して之を追い、**伯固**は復た還り、**叔陵**の部下の多くは甲を棄てて潰え去る。**摩訶**の馬容（軍行に鞍馬に便に、軀幹壯偉なる者を選び、馬に乗りて先行し軍容を壮にする）の**陳智深**は迎えて**叔陵**を刺し、僵仆し、**陳仲華**は就きて其の首を斬り、**伯固**は亂兵の殺す所と為り、寅より巳に至り乃ち定む。**叔陵**の諸子は並せて死を賜わり、**伯固**の諸子は宥されて庶人と為す。**韋諒**及び前衡陽（五代志に長沙郡衡山県に旧衡陽郡を置く、陳は王国と為し内史を置く。湖南省衡陽道衡陽県、現・衡陽市衡山県）内史の**彭嵩**、咨議參軍兼記室の**鄭信**、典簽の俞公の**喜**は並せて伏して誅せらる。**嵩**は、**叔陵**の舅也。**信**、**諒**は**叔陵**に寵有り、常に謀議に參す。**諒**は、**粲**（梁の臣、侯景の難に死す）之子也。

■丁巳（53-41+1=1 3 日）、太子は**皇帝**に即位し、大赦す。

【隋主の後継者教育】

●**〔隋は二王を并州益州に置く〕**辛酉（57-41+1=1 7 日）、隋は河北道行台を并州（晉陽に治す）に置き、晉王の**廣**を以て尚書令と為す。西南道行台を益州に置き、蜀王の**秀**を以て尚書令と為す。**隋主**は周氏の孤弱に而して亡びるに懲り、故に二子をして分けて方面に蒞^{のぞ}ま使む。二王が年少きを以て、盛んに貞良にして才望有る者を選びて之が僚佐と為す。**靈州**（甘肅省寧夏道靈武県、現・臨夏回族自治区銀川市靈武市）刺史の**王韶**を以て並省右僕射と為し、鴻臚卿の趙郡（平棘に治す、直隸省大名道趙県、現・石家荘市趙県）の**李雄**を兵部尚書と為し、左武衛將軍の朔方（夏州、陝西省榆林道横山県、現・榆林市横山区）の**李徹**をして晉王府の軍事を總べしめ、兵部尚書の**元巖**をして益州總管府の長史と為す。**王韶**、**李雄**、**元巖**は俱に骨鯁の名有り、**李徹**（周に事え、吐谷渾を征し、齊を平らげ淮南を定め功有り）は前朝の舊將なり、故に之を用いる。

●**〔文武の李雄〕**初め、**李雄**の家は世々學業を以て自ら通じ、**雄**は獨り騎射を習う。其の兄の子の**旦**は之を讓めて曰く、

「士大夫之素業に非ざる也。」

雄は曰く、

「古より聖賢は、文武備わらず而して能く其の功業を成す者は鮮^{すくな}し矣。**雄**は不敏なりと雖も、頗る前志を觀る、但だ章句を守らざる耳。既に文且つ武ならば、兄は何ぞ病まん焉！」

將に並省に如かんとするに及び、**帝**は**雄**に謂って曰く、

「吾が兒は事を更ること未だ多からず、卿が文武の才を兼ねるを以て、吾は北顧之憂い無し矣！」

●**〔二王は王韶・元巖を憚る〕**二王が奢侈非法を為さんと欲すれば、**韶**、**巖**は輒ち教えを奉じず、或は自ら鎖し、或は閤を排して切諫す。二王は甚だ之を憚り、事ある毎に咨り而して後に行い、敢えて法度に違わず。**帝**は聞き而して之を賞す。

●又た秦王の**俊**を以て河南道行台尚書令、洛州（洛陽に治す）刺史と為し、關東の兵を領せしむ。

■**〔陳の論功行賞〕**癸亥（59-41+1=1 9 日）、長沙王の**叔堅**を以て驃騎將軍、開府儀同三司、揚州刺史と為す。**蕭摩訶**をして車騎將軍、南徐州刺史と為し、（10-166p）綏遠公に封じ、始興王の**叔陵**（続は欠）の家は金帛巨萬を累ね、悉く以て之に賜う。**司馬申**を以て中書通事舍人と為す。

■乙丑（1+60-41+1=2 1 日）、**皇后**を尊んで**皇太后**と為す。時に**帝**は創を病み、承香殿に臥し、政を聽く能わず。**太后**は柏梁殿に居り、百司の衆務は、皆な**太后**に決し、**帝**の創は愈え、乃ち政を歸す焉。

■丁卯（3+60-41+1=2 3 日）、皇弟の**叔重**を封じて始興王と為し、**昭烈王**の祀を奉ぜしむ。

●■ **〔隋と陳の対立〕** 隋の元景山は漢口（漢水が揚子江に入る口、）を出、上開府儀同三司の鄧孝儒を遣わして卒四千を將いて甌山を攻めしむ。鎮將軍の陸綸は舟師を以て之を救い、孝儒の敗る所と為る。涇口（漢水記に漢口より入ること百里に涇口を得、村有り、又三百里にして涇城を得、楚の邑なりと。湖北省江漢道安陸県、現・孝感市安陸市）、甌山、沌陽の守將は皆な城を棄てて走る。戊辰（4+60-41+1=24日）、遣使して和を隋に請い、其の胡墅を歸す。

●● **〔禮に喪を伐たず〕** 己巳（5+60-41+1=25日）、妃の沈氏を立てて皇后と為す。辛未（7+60-41+1=27日）、皇弟の叔儼を立てて尋陽王と為し、叔慎を岳陽王と為し、叔達を義陽王と為し、叔能を巴山王と為し、叔虞を武昌王と為す。隋の高潁は奏す、

「禮に喪を伐たず」

二月、己丑（25-11+1=15日）、隋主は潁等に詔して師を班さしむ。

■三月、己巳（5+60-41+1=25日）、尚書左僕射の晉安王の伯恭を以て湘州刺史と為し、永陽王の伯智を尚書僕射と為す。

● **〔突厥〕** 夏、四月、庚寅（26-10+1=17日）、隋の大將軍の韓僧壽は突厥を雞頭山（涇水の出る所。甘肅省涇原道平涼県の西、現・平涼市崆峒区崆峒鎮）に破り、上柱國の李充は突厥を河北山（北河の北にあり）に破る。

■丙申（32-10+1=23日）、皇子の永康公の胤を立てて太子と為す。胤は、孫姬之子也、沈后は養いて以て子と為す。

● **〔突厥〕** **〔高寶寧は突厥を引き込む〕** 五月、己未（55-40+1=16日）、高寶寧は突厥を引いて隋の平州（五代志に北平郡に旧平州を置き、盧龍に治す）を寇し、突厥は悉く五可汗（沙鉢略可汗・第二可汗・達頭可汗・阿波可汗・貪汗可汗）の控弦之士四十萬を發して長城に入る。

●壬戌（58-40+1=19日）、隋の任穆公の于翼は卒す。

●甲子（60-40+1=21日）、隋は更に傳國の璽を命けて「受命璽」と曰う。

●■六月、甲申（20-9+1=12日）、隋は遣使して來吊す。

● **〔突厥〕** **〔蘭州で突厥と激突〕** 乙酉（21-9+1=13日）、隋の上柱國の李光（李充に作るべし）は突厥を馬邑（朔州の治所）に敗る。突厥も又た蘭州（五代志に金城郡に開皇の初め、蘭州總管府を置く、甘肅省蘭山道皋蘭県、現・蘭州市皋蘭県）を寇し、涼州總管の賀婁子干は之を可洛峽（山に草木無いのを峽）に敗る。

● **〔隋主は新都造営〕** 隋主は長安城の制度狹小なるを嫌い、又た宮内に妖異多し。納言の蘇威は帝に遷都を勧め、帝は初めて命を受けるを以て、之を難しとす。夜、威及び高潁と共に議す。明くる旦、通直散騎の庾季才は奏して曰く、

「臣は仰ぎて乾象を觀、俯して圖記を察するに、必ず遷都之事有り。且つ漢は此の城を營じ（10-167p）、將に八百歳（漢の高帝五年に長安に都す。歳は己亥。この歳は壬寅で凡そ804年。惠帝の元年に長安に城く。歳は丁未、この年から796年）ならんとし、水は皆な鹹鹵（京都は地大に人衆く、加えるに歳久しく穢惡聚まりて泄れざるを以てし、水鹹鹵多し）にして、甚だ人に宜しからず。願わくは陛下は天人之心に協し、遷徙之計を為さん。」

帝は愕然とし、潁、威に謂って曰く、

「是は何の神なる也！」

太師の李穆も亦た上表して遷都を請う。帝は表を省みて曰く、

「天道は聰明にして、已に征應（徵應、證應）有り。太師の人望は、復た此の請いを抗す。可無し矣。」

丙申（32-9+1=24日）、**高颉**等に詔し新都を龍首山（陝西省關中道長安県にあり。三秦記に、龍首山は長さ六十里、首は渭水に入り、尾は樊川に達し、頭の高さ二十丈、尾は漸く下りて六七丈可り、色赤し。旧傳ふ、黒龍有り、南山より出でて渭水に飲み、其の行道は行くに因りて迹を成すと）に創造せしむ。**太子**の左庶子の**宇文愷**が巧思有るを以て、營新都副監を領せしむ。**愷**は、**忻**之弟也。

■秋、七月、辛未（7+60-39+1=29日）、大赦す。

■九月、丙午（42-38+1=5日）、無礙大會を太極殿に設け、身及び乘輿御服を捨てる。大赦す。

■丙寅（丙午×、2+60-38+1=25日）、**長沙王**の**叔堅**を以て司空と為し、將軍（驃騎將軍）、刺史（揚州刺史）は故の如し。

●冬、十月、癸酉（9-7+1=3日）、隋の**太子**の**勇**は兵を咸陽（長安西北の渭水の北、現・咸陽市秦都区）に屯し以て突厥に備える。

●〔新都大興城〕十二月、丙子（12-6+1=7日）、隋は新都を命^{なづ}けて大興城と曰う。

●乙酉（21-6+1=16日）、隋は沁源公（県公、山西省冀寧道沁源県、現・長治市沁源県）の**虞慶則**を遣わして弘化（北魏は弘化郡を置き合水に治す。甘肅省涇原道慶陽県、現・慶陽市慶陽県）に屯せしめ、以て突厥に備える。

【突厥は隋に大侵攻】

●〔突厥〕〔達奚長儒は突厥大軍に奮戦〕行軍總管の**達奚長儒**は兵二千を將いて、突厥の**沙鉢略可汗**と**周槃**（弘化県の界にあり）に於いて遇い、**沙鉢略**は衆十餘萬有り、軍中は大いに懼れる。**長儒**は神色慷慨にして、且つ戦い且つ行き、虜の衝突する所と為り、散じ而して復た聚まり、四面抗拒す。轉斗すること三日、晝夜凡そ十四戦、五兵は鹹な盡く。士卒は拳を以て之を毆ち、手皆な骨見^{あら}わる、殺傷は萬計。虜の氣は稍奪われ、是に於いて解け去る。**長儒**の身は五瘡を被り、通中（貫通）する者は二なり。其の戰士の死傷する者は什に八九。詔して**長儒**を以て上柱國と為し、餘勳は一子に回授す。

●〔突厥〕〔突厥は全面侵攻〕時に柱國の**馮昱**は乙弗泊（鄯州の西、甘肅省西寧道碾伯県治、現・青海省海東市樂都区）に屯し、蘭州總管の**叱列長叉**は臨洮を守り、上柱國の**李崇**は幽州に屯し、皆な突厥の敗る所と為る。是に於いて突厥は兵を縦ちて木峽、石門（弘化郡平高県、甘肅省涇原道固原県の界にあり、現・固原市原州区）兩道より入りて、武威、天水、安定、金城、上郡、弘化、延安（陝西省榆林道膚施県、現・延安市宝塔区）を寇し、六畜は鹹な盡く。

●〔突厥〕〔突厥の達頭は沙鉢略に従わず〕**沙鉢略**は更に南に入らんと欲し、**達頭**は従わず、兵を引き而して去る。**長孫晟**は又た**沙鉢略**之子の**染干**を説いて詐りて**沙鉢略**に告げて曰く、

「鐵勒（匈奴の末裔の一、回紇・薛延陀も其の族）等は反し、（10-168p）其の牙を襲わんと欲す。」

沙鉢略は懼れ、兵を回して塞を出る。

●〔後梁〕〔後梁主に專政を許す〕隋主は既に立ち、梁主を待遇すること、恩禮は彌々厚し。是の歳、梁主の女を納れて晉王妃と為し、又た其の子の**場**を以て**蘭陵公主**に尚せしめんと欲す。是に由りて江陵總管（西魏は梁主を江陵に遷し、助防を置き防主という）を罷め、**梁主**は始めて其の國を專制するを得る。

長城公上至德元年（癸卯、583年）（長城公は諱は叔寶、字は元秀、小字は黃奴、宣帝の嫡長子）

●春、正月、庚子（36-36+1=1日）、隋は將に新都に入らんとし、大赦す。

■壬寅（38-36+1=3日）、大赦し、改元す。

■ 〔叔堅を江州刺史に左遷〕 初め、上は創を病み、事を視る能わず、政は大小と無く、皆な長沙王の叔堅に於いて決し、權は朝廷を傾ける。叔堅は頗る驕縦にして、上は是に由りて之を忌む。都官尚書の山陰（会稽郡の古県、浙江省会稽道紹興県、現・紹興市柯橋区）の孔范、中書舍人の施文慶は、皆な叔堅を惡み而して上に寵有り、日夕（朝夕とすべし）其の短を求め、之を上に構える。上は乃ち叔堅の驃騎將軍の本號に即き、三司之儀を用い、出して江州刺史と為す。祠部尚書の江總を以て吏部尚書と為す。

■ 癸卯（39-36+1=4日）、皇子の深を立てて始安王と為す。

■ 二月、己巳（5-5+1=1日）朔、日之を食する有り。

■ ● 癸酉（9-5+1=5日）、兼散騎常侍の賀徹等を遣わして隋に聘す。

● 〔突厥〕 突厥は隋の北邊を寇す。

■ 癸巳（29-5+1=25日）、孝宣皇帝を顯寧陵に葬し、廟號を高宗とす。

■ 〔司馬申は威福を作す〕 右衛將軍兼中書通事舍人の司馬申は既に機密を掌り、頗る威福を作す、譖毀する所多し。能く人主の顔色を候い、己に忤う者有れば、必ず微言を以て之を譖す。己に附く者は、機に因りて之を進める。是を以て朝廷の内外は、皆な風に從い而して靡く。

■ 上は侍中、吏部尚書の毛喜を用いて僕射と為さんと欲し、申は喜の強直を惡み、上に言つて曰く、「喜は、臣之妻の兄なり、高宗は時に陛下に酒德（酒を好む）有るを稱し、請いて宮臣を逐去す、陛下は寧ぞ之を忘れん邪？」

上は乃ち止む。

■ 〔諫言の毛喜を左遷〕 上の創は愈え、後殿に置酒して以て自ら慶し、吏部尚書の江總以下を引き樂を展（舒べて之を陳ぬる）べ詩を賦す。既に酔い而して毛喜に命じる。時に山陵は初めて畢り、喜は之を見、憚らず。諫めんと欲すれば、則ち上は已に酔えり。喜は階を升り、陽りて心疾と為し、階下に仆（僕×）れ、移りて省中を出ず。上は醒め、江總に謂つて曰く、

「我は毛喜を召すを悔いる、彼は實は疾無し、但だ我の歡宴を阻まんと欲し、我が為す所を非とする耳。」乃ち司馬申と謀りて曰く、

「此の人は氣を負う、吾は鄱陽兄弟に乞えて、其の報仇を聽さんと欲すが、(10-169p) 可なる乎？」（鄱陽兄弟は世祖の諸子。高宗の篡奪するや、劉師知・韓子高・到仲舉父子を殺し、以て始興王伯茂に及ぶは、皆毛喜の謀なり。後主は喜を怒り、喜を以て鄱陽兄弟に与えて、其の報讐を聴くさんと欲するは、臣に於いては不君と為し、父に於いては不子と為す）

對えて曰く、

「彼は終に官（陳では人主をいう）用を為さず、願わくは聖旨の如し。」

中書通事舍人の北地の傅縡は之を争いて曰く、

「然らず。若し報仇を許せば、先皇を何の地に置かんと欲するや？」

上は曰く、

「當に一小郡を乞う、人事を見令むる勿かれ耳。」

乃ち喜を以て永嘉内史と為す。

● 三月、丙辰（52-35+1=18日）、隋は新都に遷る。

● 〔租庸調の輕減〕 初めて令して、民二十一を成丁（北周の制では民十八）とし、役者を減じ毎歲十二番、二十日の役（北周は三十日）と為し、調絹一匹を減じて二丈と為す。週の末に酒坊、鹽池（河東の塩地）、鹽井（蜀中処々あり）を權（官當の專売）し、是に至りて皆な之を罷む。

● 〔典籍の収集令〕 秘書監の牛弘は上表す、以わく、

「典籍は屢々喪亂を経、率ね散逸多し。周氏は書を聚め、僅に萬卷に盈つ。齊を平らげて得る所、其の重雜を除き、裁に五千を益すのみ。興集之期、屬々聖世に膺たる。國を為す之本は、此よりも先と為すは莫し。豈に之をして私家に流落し、王府に歸さざら使む可けんや！必ず須く之を勒するに天威を以てし、之を引くに微利を以てすべし、則ち異典は必ず臻り、觀閣（漢の東觀及び天祿・石渠の閣は皆藏書の所）は斯に積まん。」

隋主は之に従う。丁巳（53-35+1=19日）、詔して遺書を天下に購求し、書一卷を獻じる毎に、縑一匹を賚う。

●吐谷渾夏，四月，庚午（6-4+1=3日），吐谷渾は隋の臨洮（現・甘肅省定西市臨洮県）を寇す。洮州刺史の皮子信は出でて戦い、敗死す。汶州（四川省西川道茂県、現・アバ・チベット族チャン族自治州茂県）總管の梁遠は撃ちて之を走らす。又た廓州（甘肅省西寧道貴徳県、現・海北チベット族自治州貴徳県）を寇し、州兵は撃ちて之を走らす。

●壬申（8-4+1=5日）、隋は尚書右僕射の趙煥を以て内史令を兼ねしむ。

【隋は突厥・和龍を撃破】

●突厥〔隋主は突厥撲滅宣言〕突厥は數々隋の寇を為す。隋主は下詔して曰く、

「往者に周、齊は抗衡し、諸夏を分割し、突厥之虜は、俱に二國に通じる。周人は東を慮り、齊の好み之深きを恐れ、齊氏は西を慮り、周交之厚きを懼れる。謂うに虜の意の輕重によりて、國は遂に安危し、蓋し並びて大敵之憂い有り、一邊之防を減ずるを思う也。朕は以為えらく、厚く兆庶を斂め、多く豺狼を惠むとも、未だ嘗て恩に感じず、資し而して賊を為す。之を節するに禮を以てし、虚費を為さず、徭を省き賦を薄くし、國用に餘り有り。賊に入る之物に因り、將士に加賜す。道路之民を息め、務めて耕織を為さん。邊を清め勝ちを制すること、成策は心に在り。凶丑は愚闇にして、未だ深旨を知らず、將に大定之日、戰國之時に比す。昔世之驕りに乗じ、今時之恨みを結ぶ。近く者其の巢窟を盡くし、俱に北邊を犯し、蓋し上天の忿る所、驅りて齊斧（斎戒して斧鉞を將帥に授ける）に就かしむ。諸將は今行き、義は含育を兼ね、降る者有れば納れ、違う者有れば死し、其をして敢えて南に望せず、永く威刑に服せ使めよ。何ぞ侍子之朝を用いん、（10-170p）寧んぞ渭橋之拜（匈奴は子を遣わして入侍せしめ、及び匈奴は渭橋に来朝すること、並びに漢の宣帝紀にあり）を勞せん！」

●突厥〔衛王爽は突厥撃破〕是に於いて衛王の爽等に命じて行軍元帥と為し、八道に分けて塞を出でて之を撃たしむ。爽は總管の李充等四將を督して朔州道（馬邑より塞を出る）に出で、己卯（15-4+1=12日）、沙鉢略可汗と白道（長城の北）に遇う。李充は爽に言つて曰く、

「突厥は驟々勝ちに狃れ、必ず我を輕んじ而して備え無し。精兵を以て之を襲えば、破る可き也。」諸將は多く以て疑いを為し、唯だ長史の李徹は之に贊成し、遂に充と精騎五千を帥いて突厥を掩撃し、大いに之を破る。沙鉢略は服する所の金甲を棄て、草中に潜み而して遁げる。其の軍中に食無く、骨を粉にして糧と為し、加えるに疾疫を以てし、死者は甚だ衆し。

●突厥〔和龍の高寶寧を撃つ〕幽州總管の陰壽は步騎十萬を帥いて盧龍塞を出で、高寶寧（齊満津り和龍に自立）を撃つ。寶寧は救いを突厥に求め、突厥は方に隋の師を御ぐも、救う能わず。庚辰（16-4+1=13日）、寶寧は城を棄てて磧北に奔り、和龍の諸縣は悉く平らぐ。壽は重賞を設けて以て寶寧を購ひ、又た人を遣わして其の腹心を離さしむ。寶寧は契丹に奔り、其の麾下の殺す所と為る。

●●己丑（25-4+1=22日）、郢州（江夏に治す）城主の張子譏は遣使して降を隋に請ひ、隋主は和好を以て、

納れず。

●■辛卯（27-4+1=24日）、隋主は散騎常侍の薛舒、兼散騎常侍の王劼を遣わして來聘す。劼は、松年（齊に仕えて通直散騎侍郎）之子也。

●癸巳（29-4+1=26日）、隋主は大冑^{たいう}（隋の冑壇は國南十三里、啓夏門外の道左にあり）す。

突厥●甲午（甲子×、30-4+1=27日）、突厥は遣使して隋に入見す。

●【隋の官僚制度改革】隋は度支尚書を改めて民部と為し、都官尚書を刑部と為す。左僕射に命じて吏、禮、兵の三部の事を判し、右僕射をして民、刑、工の三部の事を判せしむ。光祿、衛尉、鴻臚寺及び都水台を廢す。

●突厥五月，癸卯（39-34+1=6日）、隋の行軍總管の李晃は突厥を摩那度口に破る。

●●乙巳（41-34+1=8日）、梁の太子の琮は隋に入朝し、遷都を賀す。

●辛酉（57-34+1=24日）、隋主は方澤（隋は方丘を宮城の北十四里につくる）を祀る。

【突厥分裂で隋は主導権】

●【隋は阿波可汗を撃破】隋の秦州總管の竇榮定は九總管の歩騎三萬を帥いて涼州に出で、突厥の阿波可汗と高越原に相い拒ぎ、阿波は屢々敗れる。榮定は、熾（時に太僕）之兄子也。

●突厥 【史萬歲は突厥との一騎打ちに勝つ】前上大將軍の京兆の史萬歲は、事に坐して敦煌に配せられて戍卒と為り、榮定の軍門に詣り、自ら效さんと請う。榮定は素より其の名を聞き、見て而して大いに悦ぶ。壬戌（58-34+1=25日）、將に戦わんとし、榮定は人を遣わして突厥に謂って曰く、

「士卒は何の罪あり而して之を殺さん！但だ當に各々一壯士を遣わして勝負を決すべき耳。」

突厥は許諾し、因りて一騎を遣わして挑戦す。榮定は萬歲を遣わして出でて之に應じ、萬歲は馳せて其の首を斬り而して還る。突厥は大いに驚き、敢えて復た戦わず、遂に盟を請い、軍を引き而して去る。

●突厥 【長孫晟は阿波可汗を入朝させる】長孫晟は時に榮定の軍中に在りて偏將と為り、阿波に謂って曰わ使む、

「攝圖（沙鉢略可汗）來たる毎に、戦いて皆な大勝す。阿波^{わす}は才かに入り、遽^{にわか}に即ち奔敗す、此れ乃ち突厥之恥也。（10-171p）且つ攝圖之阿波とは、兵勢は本敵せり。今攝圖は日々に勝ち、衆の崇ぶ所と為る。阿波に利あらず、國の為に辱を生ず。攝圖は必ず當に罪を以て阿波に歸し、其の宿計を成す、北牙（阿波は牙を立てて攝圖の北にあり）を滅ぼすべし矣。願わくは自ら量度すべし、能く之を御がん乎？」

阿波の使いは至り、晟も又之に謂って曰く、

「今達頭は隋と連和し、而して攝圖は制する能わず、可汗は何ぞ天子に依附し、達頭に連結し、相合し強を為さざるや、此れ萬全の計也、豈に兵を喪い罪を負い、歸りて攝圖に就き、其の戮辱を受ける若くならん邪！」

阿波は之を然りとし、遣使して晟に隨いて入朝す。

突厥 【達頭は阿波と連合して沙鉢略と対立】沙鉢略は素より阿波の驍悍を忌む。白道より敗れ歸り、又た阿波の隋に貳あるを聞き、因りて先ず歸り、北牙を襲撃し、大いに之を破り、阿波之母を殺す。阿波は還り、歸る所無く、西に達頭に奔る。達頭は大いに怒り、阿波を遣わして兵を帥い而して東せしめ、其の部落の之に歸する者は將に十萬騎にならんとし、遂に沙鉢略と相い攻め、屢々之を破り、復た故地を得、兵勢は益々強し。食汗可汗は素より阿波に睦み、沙鉢略は其の衆を奪い而して之を廢し、食汗は亡げて達頭に奔る。沙鉢略の從弟の地勤察は、別に部落を統べ、沙鉢略と隙有り、復た衆を以て叛き阿波に歸す。

兵を連れて已まず、各々遣使して長安に詣りて和を請い援を求める。隋主は皆な許さず。

●吐谷渾 六月，庚辰（16-3+1=14日），隋の行軍總管の梁遠は吐谷渾を爾汗山に破る。

●突厥 [幽州總管の李崇の奮戦] 突厥は幽州を寇し，隋の幽州總管の廣宗（県公、漢の古県、直隸省大名道威県の東二十里、現・邢台市威県）の壯公の李崇は歩騎三千を帥いて之を拒む。轉戦すること十餘日，師人は多く死し，遂に砂城を保つ。突厥は之を圍み，城は荒頽し，守禦する可からず。曉夕力戦し，又た食する所無し。夜毎に出でて虜營を掠め，六畜を得て以て軍糧に繼ぐ。突厥は之を畏れ，厚く其の備えを為し，夜中毎に陳を結びて以て之を待つ。崇の軍は饑えに苦しみ，出でれば輒ち敵に遇い，死亡して略ぼ盡く。明に及び，奔りて城に還る者は尚ほ百許りの人のみ，然れども多くは傷重く，更に戦うに堪えず。突厥は意うに之を降さんと欲し，遣使して崇に謂って曰く、

「若し來降する者は，封じて特勒（突厥の達官、新書に突厥の子弟を特勒という）と為さん。」

崇は免れざるを知り，其の士卒に令して曰く、

「崇は師徒を喪い，罪は萬死に當たる。今日命を效し，以て國家に謝す。汝は吾が死するを俟ち，且つ賊に降り，便ち散走し，努力して郷に還る可し。若し至尊に見えれば，崇の此の意を道うべし。」

乃ち刃を挺きて陳を突き，復た二人を殺し，突厥は亂射し，之を殺す。秋，七月，辛丑（37-33+1=5日），豫州刺史の代人の周搖を以て幽州總管と為す。李崇の子の敏に命じて爵（廣宗公）を襲わしむ。

●[李敏は柱國となる] 敏は樂平公主（周の天元后）之女の娥英を娶りて，詔して一品の羽儀を假し，禮は帝の女に尚するが如し。既に而して將に宴に侍せんとし，公主は敏に謂って曰く、

「我は四海を以て至尊に與う，唯だ一婿のみ，當に爾が為に柱國を求めるべし。若し余官ならば，汝は慎んで謝する勿かれ。」

進見するに及び，帝は授けるに儀同及び開府を以てし，皆な謝せず。帝は曰く、

「公主は我に大功有り，我は何ぞ其の婿に於いて而して官を惜しむを得ん乎！（10-172p）今汝に柱國を授けん。」

敏は乃ち拜し而して蹈舞す。

■八月，丁卯（3-3+1=1日）朔，日之を食する有り。

■長沙王の叔堅は未だ江州に之かず，復た留まりて司空と為り，實は之れが權を奪う。

●突厥 [高潁は突厥攻撃] 壬午（18-3+1=16日），隋は尚書左僕射の高潁を遣わして寧州道に出で，內史監の虞慶則をして原州（甘肅省涇原道固原県、現・臨夏回族自治州固原市原州区）道に出で，以て突厥を撃たしむ。

●九月，癸丑（43-32+1=12日），隋は大赦す。

●冬，十月，甲戌（10-2+1=9日），隋は河南道行台省（去年二月に置く）を廢し，秦王の俊を以て秦州（甘肅省渭川道天水県、現・天水市秦安県）總管と為し，隴右の諸州は盡く焉に隸す。

■（元嘉曆十一月）丁酉（33-31+1=3日），皇弟の叔平を立てて湘東王（郡王）と為し，叔敖を臨賀（五代志に始安郡富川縣に旧臨賀郡を置く、現・広西壯族自治區賀州市八步区）王と為し，叔宣を陽山（熙平郡桂陽縣に梁は陽山を置く、現・湖南省郴州市桂陽縣）王と為し，叔穆を西陽（永安郡黃岡縣に西陽郡を置く、現・湖北省黃石市黃石港區）王と為す。

■戊戌（34-31+1=4日），侍中の建昌侯の徐陵は卒す。

■癸丑（43-31+1=13日），皇弟の叔儉を立てて安南（五代志に、巴陵郡華容縣は旧安南、安南郡を置く、現・湖南省岳陽市華容縣）王と為し，叔澄を南郡王と為し，叔興を沅陵（沅陵縣に沅陵郡を置く、現・湖南省懷化市沅陵縣）王と為し，叔韶を岳山（不明、郡縣志に、巴陵は一に天岳山と名づける、岳山は巴陵）王と為し，叔純を新興（信安郡新興縣に梁は新興郡

を置く、現・十堰市) 王と為す。

●●〔隋主の状貌異人〕十一月(元嘉曆閏月)、散騎常侍の周墳、通直散騎常侍の袁彦を遣わして隋に聘せしむ。帝は隋主の状貌が人に異なるを聞き、彦をして像を畫き而して歸ら使む。帝は見、大いに駭いて曰く、「吾は此の人を見るを欲せず。」

亟に命じて之を屏^{しりぞ}けしむ。

●〔律令更改の是非〕隋は既に律令(前年十月に施行)を班ず、蘇威は屢々更に事條を易えんと欲し、内史令の李德林は曰く、

「律令を修める時は、公は何ぞ言わざるや?今始めて頒行す、且く宜しく專守すべし、大いに民害と為るに非ざるよりは、數々更める可からず。」

●〔諸郡を罷めて州と為す〕河南道行台の兵部尚書の楊尚希は曰く、

「竊^{ひそか}に見るに當今の郡縣は、古より倍に多く。或る地は百里無く、數縣並び置く、或は戸は千に滿たず、二郡分かち領す。具僚已に衆く、資費は日々に多し。吏卒は増培し、租調は歲々に減ず。民は少なく官は多く、十羊九牧(十匹の羊に九人の羊飼ひ)なり。今要を存して閒を去り、小を並せて大と為せば、國家は則ち粟帛を虧^かかず、選舉は則ち賢良を得易からん。」

蘇威も亦た廢郡を請う。帝は之に従う。甲午(30-1+1=30日)、悉く諸郡を罷めて州と為す。

●■十二月、乙卯(51-30+1=22日)、隋は兼散騎常侍の曹令則、通直散騎常侍の魏澹を遣わして來聘せしむ。澹は、收(魏收、文を以て名あり)之族也。

■〔叔堅は免官されるのみ〕丙辰(52-30+1=23日)、司空の長沙王の叔堅は免ぜらる。叔堅は既に恩を失ひ、心は自ら安んぜず、乃ち厭媚を為し、日月を醺^{まつ}り以て福を求める。或るひとは上書して其の事を告げ、帝は叔堅を召し西省(中書省、門下省は東省)に、囚え、將に之を殺さんとし、近侍をして敕を宣して之を數^せめ令む。叔堅は對えて曰く、

「臣之本心は、他故有るに非ず、(10-173p)但だ親媚(親愛)を求めんと欲する耳。臣は既に天憲を犯し、罪は萬死に當たる。臣の死する之日、必ず叔陵を見ん、願わくは明詔を宣し、之を九泉之下に責めん。」帝は乃ち之を赦し、免官し而して已む。

●〔外戚の竇榮定の辞退〕隋は上柱國の竇榮定を以て右武衛大將軍と為す。榮定の妻は、隋主の姉の安成公主也。隋主は榮定を以て三公と為さんと欲し、辭して曰く、

「衛(武帝の末に誅殺)、霍(宣帝の時に誅殺)、梁(桓帝怒りて梁宗誅殺)、鄧(安帝長じて鄧門衰退廢、四姓はみな外戚)、若し少しく自ら貶損するならば、宗を覆すに至らず。」

帝は乃ち止む。

●帝は李穆の功の大なるを以て、詔して曰く、

「法は小人に備え、君子を防がず。太師申公は、今より罪有ると雖も、但だ謀逆に非ざれば、縱^{たと}え百死有りとも、終に推問せず。」

●禮部尚書の牛弘は明堂を立てんと請ひ、帝は時事の草創なるを以て、許さず。

●〔隋は律令の簡便化〕帝は刑部の斷獄を奏するを覽るに、數は猶ほ萬に至る。以為えらく律は尚ほ嚴密なり、故に人は多く罪に陷ちると。又た蘇威、牛弘等に敕して更めて新律を定めしめ、死罪八十一條、流罪一百五十四條、徒杖等千餘條を除き、唯だ定めて五百條を留める、凡そ十二卷(名例・衛禁・職制・戸婚・厠庫・擅興・盜賊・鬪訟・詐偽・雜律・捕亡・斷獄)。是より刑網は簡要にして、疏なり而るに失わず。仍って律博士の

弟子員を置く。(大理寺の屬に律博士八員あり)

● **〔隋の穀物備蓄輸送体制〕** 隋主は長安の倉廩の尚ほ虚なるを以て、是の歲、詔して西は蒲、陝より、東は衛、汴に至るまで、水次の十三州（華・陝・穀・洛・管・汴・汾・晉・蒲・絳・懷・衛・相）、丁を募りて米を運ばしむ。又た衛州に於いて黎陽倉を置き、陝州に常平倉を置き、華州（陝西省關中道華県、現・渭南市華州区）に廣通倉を置き、轉た相い灌輸す。關東及び汾、晉之粟を漕し以て長安に給す。

● **〔刺史と武將の兼任の弊害〕** 時に刺史の多くは武將に任じ、類ね職に稱わ^{おおむ}ず。治書侍御史の柳彧は上表して曰く、

「昔漢の光武は二十八將と、荊棘を披^ひらき、天下を定め、成る之後に及び、職に任ずる所無し。伏して詔書を見るに、上柱國の和千子を以て杞州刺史と為す。千子の前任は趙州（廣阿、直隸省大名道隆平県、現・邢台市隆堯県）なり、百姓は之を歌いて曰く、『老禾は早く殺らざれば、余種は良田を穢さん。』千子は、弓馬武用は、是れ其の長ずる所。民を治め職（続は衆）に蒞^{のぞ}むは、其の解する所に非ず。如し老を優にし年を尚ぶと謂うならば、自ら厚く金帛を賜う可し。若し刺舉（刺史に推挙）せ令めれば、損する所は殊に大し。」

帝は之を善しとする。千子は竟に免ぜらる。

● **〔柳彧は隋主の働き過ぎを諫める〕** 彧は上が聴受に勤め、百僚が奏請するに、多く煩碎有るを見、上疏して諫めて曰く、

「臣は聞く、上古の聖帝は、唐、虞に過ぎるは莫しと、叢脞（細碎にして大略無し）を為さず、是れ欽明（書經堯典に、放勳欽明文思安安）と謂う。舜は五臣に任じ（論語泰伯篇に、孔子曰く、舜は臣五人有りて天下治まると。五臣とは禹・稷・契・皋陶・伯益）、（10-174p）堯は四岳（四方の諸侯を掌る）に咨り、垂拱無為にして、天下は以て治まる。所謂賢を求めるに勞し、任使するに逸するなり。比^ひごろ陛下を見るに心を治道に留め、疲勞を憚る無し、亦た群官は罪を懼れて、自ら決する能わざるに由る、判（判決）を天旨に取り、聞奏多きに過ぎ。乃ち細小之事を營造し、輕微之物を出給するに至るまで、一日之内に、百司に酬答す。乃ち日^ひ昨れるまで食を忘れ、夜分（夜半）まで未だ寝ねざるに至る、動もすれば文簿を以て聖躬を憂勞す。伏して願わくは臣の至言を察し、少しく煩務を減じ、若し經國の大事にして、臣下の裁斷に非ざる者は、伏して願わくは詳決すべし、自余の細務は、成を所司に責めば、則ち聖體無疆之壽を盡くし、臣下は覆育之賜を蒙むらん。」

上は覽而して之を嘉とし、因りて曰く、

「柳彧は直士なり、國之寶也！」

● **〔万燈会の禁止を進言〕** 彧は近世の風俗、正月十五日毎に、燈を然^もやして遊戲するを以て、之を禁じんと奏請して、曰く、

「竊に見るに京邑より、爰^{こゝ}に外州に及ぶまで、毎に正月望夜（月の十五夜）を以て、街に充ち陌を塞ぎ、聚戲朋游し、鼓を鳴らして天に聒^{かまびす}しく、炬を燎して地を照らし、貲を竭くし産を破り、此の一時を競う。室を盡くし拏を並べ、貴賤を問う無く、男女は混雜し、緇素分かつ。穢行は此に因り而して生り、盜賊は斯に由り而して起こり、因循の弊風は、會て先覺無し。化に益無く、實に民に損有り。請う天下に頒ち、並びに即ち禁斷せん。」

詔して之に従う。

令和5年9月6日 翻訳開始 12024 文字

令和5年10月1日 翻訳終了 26754 文字